

第6次
佐野市役所地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

令和8(2026)年3月

佐野市

目 次

1 計画策定の背景と目的	
1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向	1
1-2 計画の基本的事項	3
2 前計画における取組と達成状況	
2-1 前計画における取組状況	5
3 温室効果ガス排出量の状況	
3-1 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法	7
3-2 温室効果ガス総排出量の推移	7
3-3 項目別の使用量及び活動量	8
3-4 エネルギー起源の温室効果ガス排出量	10
3-5 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量	11
3-6 部局別の温室効果ガス排出量	12
4 「温室効果ガス排出量」に関する数量的な目標	
4-1 目標設定の考え方	14
4-2 基準年度及び目標年度	14
4-3 本計画期間の数値的目標	14
5 温室効果ガスの排出量削減のための具体的な取組	
5-1 本計画の基本的な考え方	15
5-2 取組体系	15
5-3 具体的取組	16
6 計画の進捗管理の仕組み	
6-1 推進方法	20
6-2 推進体制	20
6-3 職員の環境保全意識向上等	20
6-4 推進状況の点検等	21
6-5 推進状況の評価方法	21
6-6 推進状況の公表	21
7 参考資料	22

1 計画策定の背景と目的

1-1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

1) 地球温暖化とその影響

地球温暖化とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中で増加、蓄積することにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が上昇する現象です。私たちを取りまく環境は近年、気候変動の影響によって、これまで体験したことがないような豪雨・台風などによる風水害の頻発や、記録的な猛暑日・熱帯夜による熱中症患者の増加、高温による農作物の品質低下など、市民生活に甚大な被害を及ぼすようになり、地球温暖化はその影響の大きさから人類の生存基盤に関わる安全保障上の重要な問題の一つとされています。

20 世紀末頃（1986 年～2005 年）と比べて、今後、有効な温暖化対策をとらなかった場合は、21 世紀末（2081 年～2100 年の間）の世界の平均気温は 2.6～4.8℃上昇、厳しい温暖化対策をとった場合でも 0.3～1.7℃上昇する可能性が高いと予測されています。21 世紀末の東京では、年間 103 日、1 年の約 3 割が真夏日になるともいわれています。

2) 国際的な動向

平成 27（2015）年にフランス・パリで開催された COP21（第 21 回気候変動枠組条約締約国会議）において「パリ協定」が採択されました。この協定では、今後の世界的な気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑える（1.5 度に抑えることが、リスク削減に大きく貢献することにも言及）ことに向けて、世界全体で、今世紀後半には人間活動による温室効果ガス排出量を実質的にゼロにしていく方向を打ち出しました。パリ協定は平成 28（2016）年 11 月 4 日に発効となり、世界各国において地球温暖化防止のための取組がスタートしました。

3) 国の動向

国では、平成 28（2016）年 11 月 8 日に閣議で批准書を決定しパリ協定の締結のための手続を済ませ、平成 28（2016）年 5 月 13 日に閣議決定した「地球温暖化対策計画」において掲げた“温室効果ガスを、2030 年において、2013 年度比 26.0%削減する”との目標をさらに発展させ、“2013 年度比 46.0%削減し、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける”との新規目標を令和 3（2021）年 4 月に表明しました。また、この新規目標を踏まえて令和 3（2021）年 10 月に「地球温暖化対策計画」を改定し、2030 年度目標の裏付けとなる対策・施策を記載して新目標実現への道筋を立てました。一方で、平成 30（2018）年には「気候変動適応計画」が策定されました。地球温暖化防止に向けた対策は、温室効果ガス濃度の上昇を低減させるための「緩和策」だけでなく、地球温暖化の影響による熱中症や豪雨、土砂災害など、避けることが困難な現象について、影響を防止・軽減するための「適応策」を進めることが必要とされ、「脱炭素」の取組が求められています。

4) 栃木県の動向

栃木県では、令和 2（2020）年 12 月に「2050 年までにカーボンニュートラル実現を目指す」ことを宣言し、その目標達成に向けた必要な取組等を示すため、「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」を令和 4（2022）年 3 月に策定しました。ロードマップでは、2030 年度に温室効果ガスの排出量を 2013 年度比で 50%削減、2050 年度にはカーボンニュートラルを達成することが示されました。

また、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）に基づき令和 2（2020）年 12 月 17 日に公表された「気候変動影響評価報告書」をはじめとする最新の科学的知見を踏まえながら、栃木県の実情に即した気候変動の影響及び適応の現状や将来予測に関する情報を収集・分析し、その調査結果について取りまとめたパンフレット「とちぎの気候変動 今と未来」を令和 4（2022）年 3 月に公表しました。

5) 本市の動向

本市では、地球温暖化防止のため「佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成 19（2007）年度から佐野市役所自ら行う事務・事業活動から生じる温室効果ガスの削減のための取組を推進しています。また、平成 30（2018）年 3 月に策定した「第 2 次佐野市環境基本計画」においては、「佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包したものとして、省エネルギーやエネルギーの地産地消による温室効果ガスの削減目標を示しました。

令和 4（2022）年 3 月には、「第 2 次佐野市環境基本計画」を改訂し、CO₂ 排出量について、栃木県と同様に 2030 年度に 2013 年度比 50%削減することを目標に掲げ、地球温暖化対策に関する施策を推進してきました。そして、令和 4（2022）年 10 月には、2050 年までにカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティさの」を宣言し、令和 6（2024）年 3 月に「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」を策定することで、市民とともに緩和策に関する様々な取組を進めています。

一方で、令和 7（2025）年 3 月に「佐野市気候変動適応計画」を策定し、現在及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減していく適応策への取組も進めています。

1-2 計画の基本的事項

1) 計画の目的

地方公共団体実行計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条に基づき策定するものです。「第 6 次佐野市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、本計画という。）は、国の地球温暖化対策計画や気候変動適応計画、栃木県の 2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ、本市のゼロカーボンシティの実現に向けたロードマップを踏まえ、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減目標を定め、達成するための行動計画です。

2) 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は本市の行う全ての事務・事業とし、対象とする組織・施設は出先機関、指定管理者制度導入施設等を含む全ての組織・施設とします。

3) 計画の対象とする温室効果ガス

本計画の対象とする温室効果ガスは、法第 2 条第 3 項に規定する 7 種類のガスのうち、法施行令第 3 条第 1 項に基づき、本市の事務・事業では排出のない 3 種類のガスを除いた次の 4 種類のガスとします。

表 1 計画の対象とする温室効果ガスの種類

ガス種類		主な発生源
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等
メタン(CH ₄)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等、 終末処理場における下水の処理、 浄化槽におけるし尿等の処理
一酸化二窒素(N ₂ O)		自動車の走行、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等、 終末処理場における下水の処理、 浄化槽におけるし尿等の処理
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)		カーエアコンの使用・廃棄時等
パーフルオロカーボン(PFC)		半導体の製造、溶剤等に使用
六ふっ化硫黄(SF ₆)		電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造
三ふっ化窒素(NF ₃)		半導体製造でのドライエッチング、CVD 装置のクリーニング

4) 計画の期間

本計画の期間は、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とし、基準年度を平成 25（2013）年度、目標年度を令和 12（2030）年度とします。

5) 上位計画や関連計画との位置づけ

本計画は、本市の行う事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を一層抑制することを目的として、法 21 条第 1 項に基づき策定します。

国の「地球温暖化対策計画」、「気候変動適応計画」、栃木県の「2050 年とちぎカーボンニュートラル実現に向けたロードマップ」、本市の「第 2 次佐野市総合計画」、「佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」などの関連する計画と整合・連携を図りながら、本市が本計画に率先して取り組むことにより、市民、事業者の自主的で積極的な地球温暖化防止のための行動を促します。

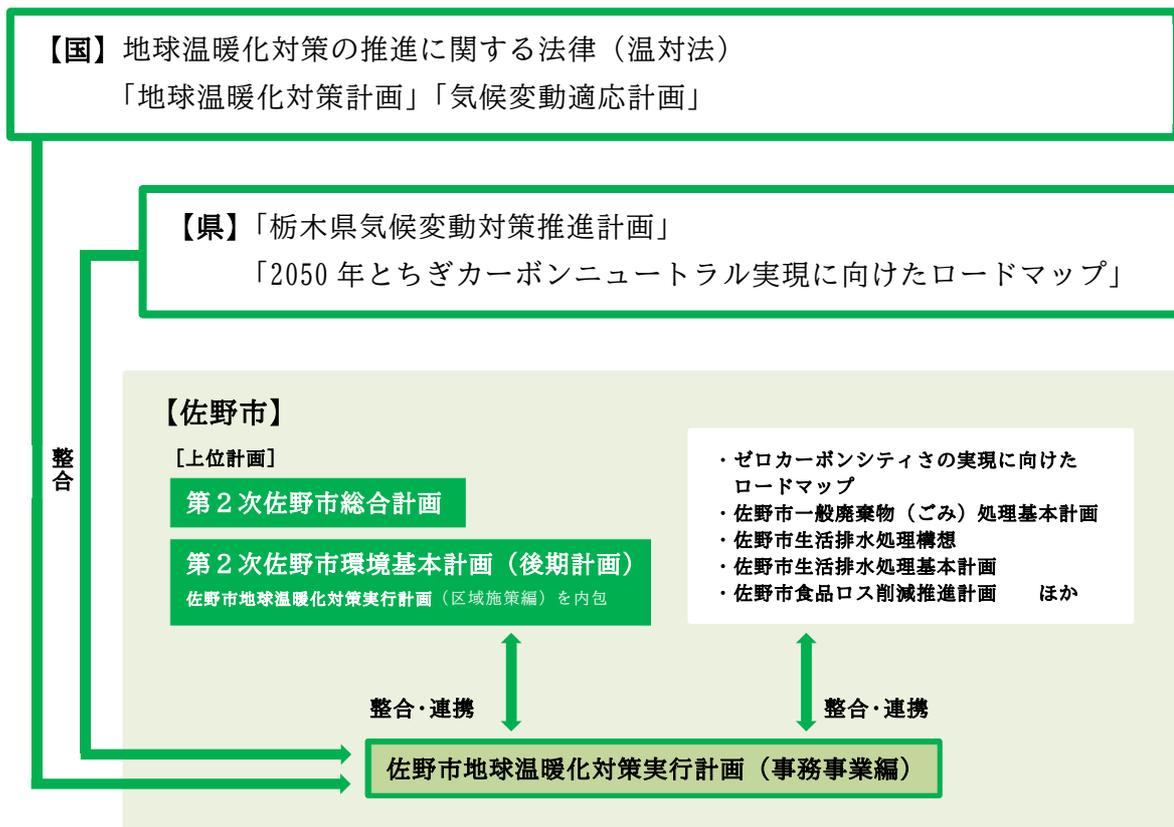


図 1 本計画の位置づけ

2 前計画における取組と達成状況

2-1 前計画における取組状況

1) 前計画の目標

前計画（計画期間：令和4（2022）年度～令和7（2025）年度）における目標は、次のとおりです。佐野市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）において、令和12（2030）年度までに平成25（2013）年度比（基準値）で50%削減することを目標にしていることから、そこから逆算し、令和7（2025）年度までに平成25（2013）年度比で30%削減を目標としました。

表 2-1 全計画の目標値

温室効果ガス 排出項目		平成25（2013）年度 基準値	令和7（2025）年度 目標値		令和12（2030）年度 目標値	
業務分野	電気の使用	13,575	30.0 % 削 減	9,502	50.0 % 削 減	6,787
	燃料の使用 ※灯油、軽油、都市ガス等	3,766		2,636		1,883
交通分野	燃料の使用 ※ガソリン、軽油等	821		575		411
	自動車の走行	28		20		14
廃棄物焼却量		15,727	※佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画があるため、削減目標を設定しません。			
汚水処理量		—	※佐野市生活排水処理構想があるため、削減目標を設定しません。			

※汚水処理量について、現在汚水処理を実施する佐野市水処理センターは、その業務が平成27（2015）年4月1日より栃木県から本市に移管されたため、計画策定当初に基準値を把握していません。

2) 前計画の達成状況

前計画の目標の下、温室効果ガスの排出量の削減に努めてきました。令和 6（2024）年度の状況は、次のとおりです。（単位：t-CO₂）

表 2-2 全計画の達成状況

項目		基準値 平成 25 年度 (2013 年度)	目標値 令和 7 年度 (2025 年度)	令和 6 年度実績値 (2024 年度)		
					基準値との 比較 (%)	目標値との 比較 (%)
業務 分野	電気の使用	13,575	9,502	10,304	▲24.1	+8.4
	燃料の使用 ※灯油、軽油、都市ガス等	3,766	2,636	3,220	▲14.5	+22.2
交通 分野	燃料の使用 ※ガソリン、軽油等	821	575	387	▲52.9	▲32.7
	自動車の走行	28	20	12	▲57.1	▲40.0
廃棄物焼却量		15,727	※佐野市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画があるため、削減目標を設定しません。			
汚水処理量		—	※佐野市生活排水処理構想があるため、削減目標を設定しません。			
対象項目温室効果ガス 総排出量		18,190	12,733	13,923	▲23.5	+9.3

項目別の取組状況としては、交通分野における燃料使用量（ガソリン、軽油等）及び自動車の走行は目標を達成していますが、その他の項目については目標年度（令和 7（2025）年度）での達成は難しい状況となっています。

また、削減対象項目の温室効果ガスの総排出量についても、令和 6（2024）年度は目標を達成しておりません。令和 6（2024）年度の結果については、佐野地区衛生施設組合が令和 5 年 9 月 30 日をもって解散し、10 月 1 日から市民生活部衛生施設室において、し尿処理場および火葬場の事務を開始したことや熱中症対策として冷房設備を有する市有施設を「クーリングシェルター」として一般に開放したことで、空調運転時間が増加したことに伴い、電気や燃料の使用が増加したことが、目標を達成できなかった原因の一つと考えられます。単位発熱量や排出係数については、前年度との変化はあまり見られないため、各施設の電気及び燃料の使用量の増加が温室効果ガスの総排出量の増加に起因しているものと考えられます。

3 温室効果ガス排出量の状況

3-1 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

温室効果ガス総排出量の算定は、環境省「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）」に従って実施していますが、マニュアルの算定・報告・公表制度における算定結果との報告共通化に基づき、「自動車の走行」以外の排出係数については、算定・報告・公表制度における換算係数、排出係数、地球温暖化係数を使用し、算出しました。

$$\text{CO}_2 \text{換算温室効果ガス量} = \text{使用（活動）量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

○排出係数（令和6（2024）年度）

単位当たりのエネルギー使用(活動)に伴い排出される二酸化炭素の量

・電気（主な電力会社）

カナデビア…………… 0.210 kg-CO₂/kWh 東京電力 …………… 0.431 kg-CO₂/kWh

佐野瓦斯 …………… 0.340 kg-CO₂/kWh

・ガソリン…………… 2.29 kg-CO₂/ℓ

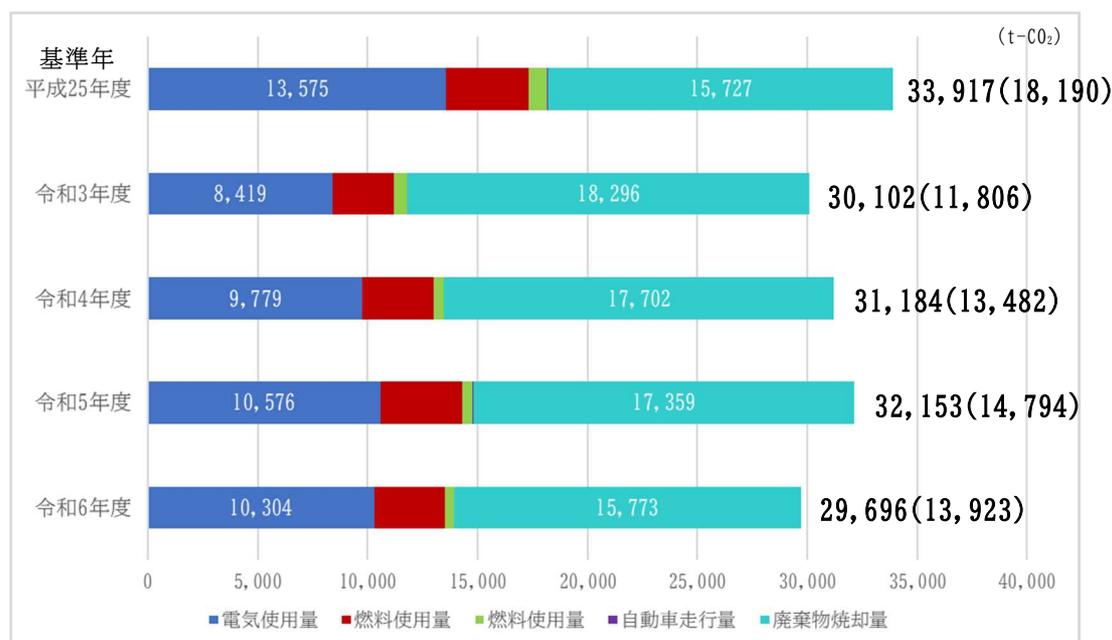
○地球温暖化係数（令和6（2024）年度）

二酸化炭素を基準とし、各温室効果ガスの温室効果の強さを数値化したもの

温室効果ガスの種類	地球温暖化係数
二酸化炭素	1
メタン(CH ₄)	28
一酸化二窒素(N ₂ O)	265
ハイドロフルオロカーボン(HFCs)	1300 (HFC-134a)

3-2 温室効果ガス総排出量の推移

計画期間中の温室効果ガス総排出量の推移は、次のとおりです。



※ () 内の数値は、廃棄物焼却量を抜いた数値になります。

図2 温室効果ガス排出量の推移

3-3 項目別の使用量及び活動量

計画期間中の項目別の使用量及び活動量は、次のとおりです。

表 3-1 項目別の使用量及び活動量の推移

調査項目		単位	平成25年度 (2013)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	
施設	燃料 使用量	揮発油(ガソリン)	ℓ	0	638	2,630	2,186	2,819
		灯油	ℓ	878,042	709,538	668,885	893,351	777,899
		軽油	ℓ	3,919	161	19,821	20,916	13,454
		A重油	ℓ	79,372	27,694	30,957	27,779	27,365
		B重油	ℓ	20	0	0	0	0
		C重油	ℓ	0	0	0	0	0
		液化石油ガス	m ³	129,782	76,783	80,686	75,753	67,639
		液化天然ガス	m ³	0	0	0	0	0
		都市ガス	m ³	245,108	369,554	383,258	388,907	343,571
電気使用量		kWh	26,250,203	31,876,068	33,214,407	33,194,460	33,426,451	
車両	燃料 使用量	ガソリン	ℓ	182,690	116,454	119,883	113,524	102,005
		軽油	ℓ	153,470	121,356	77,904	72,837	58,466
		天然ガス	m ³	642	254	0	0	0
	自動車走行量		km	2,778,169	1,837,410	2,299,649	1,835,947	1,367,670
	カーエアコンのHFC排出量		台	221	311	311	286	261
水処理センター		m ³	-	16,191,785	16,016,648	16,035,828	16,852,817	
農業集落排水・浄化槽		人	-	12,142	12,128	12,102	11,025	
一般廃棄物焼却量		t	35,531	33,710	35,010	33,831	33,405	

計画期間中の総排出量については、新型コロナウイルスの感染拡大が収束に向かうことで、行政もコロナ禍以前の活動に戻ることに伴い増加傾向にありましたが、令和6(2024)年度には減少傾向となりました。大きな割合を占めているのが電気使用量及び廃棄物焼却量になります。電気使用量及び廃棄物焼却量も、増減を繰り返しており、令和6(2024)年度の結果を基準年と比較すると、電気使用量は増加する結果となり、廃棄物焼却量は減少する結果となっています。

令和6年度の電気使用量により排出された温室効果ガスの排出量は、10,304t-CO₂でした。基準年となる平成25年度の排出量は13,575t-CO₂であり、基準年と比較すると3,271t-CO₂減少した結果となりました。

実際の電気使用量は増加傾向しています(表3-1参照)が、温室効果ガスの排出量が大きく減少しているのは、電力の供給を受けている電気事業者によって温室効果ガスの排出係数(二酸化炭素排出係数)に差があるためであり、電気の使用量の多い施設が排出係数の低い電気事業者と契約したことが大きな原因と考えられます。

表 3-2 令和 6（2024）年度の電気事業者毎の電気使用量と二酸化炭素排出係数

電気事業者	電気使用量		温室効果ガス排出係数	
	単位	令和6年度実績	単位	二酸化炭素排出係数
カナデビア株式会社（旧：日立造船株式会社）	kWh	17,274,779	kg-CO2/kWh	0.210
東京電力エナジーパートナー株式会社	kWh	7,583,144	kg-CO2/kWh	0.431
佐野瓦斯株式会社	kWh	7,246,372	kg-CO2/kWh	0.340
エネサーブ株式会社	kWh	567,261	kg-CO2/kWh	0.987
イーレックス株式会社	kWh	328,252	kg-CO2/kWh	0.429
株式会社ミツウロコヴェッセル	kWh	212,570	kg-CO2/kWh	0.840
リエスパワー株式会社	kWh	87,466	kg-CO2/kWh	0.000
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社	kWh	57,722	kg-CO3/kWh	0.498
株式会社グリムスパワー	kWh	35,826	kg-CO2/kWh	0.552
全農エネルギー株式会社	kWh	14,230	kg-CO2/kWh	0.584
伊藤忠エネクス株式会社	kWh	11,638	kg-CO2/kWh	0.429
エバーグリーン・リテイリング株式会社	kWh	7,191	kg-CO2/kWh	0.413

表 3-2 から電力需給会社によって二酸化炭素排出係数に大きな違いがあることが分かります。

本市の行う事務・事業において電気使用量の大幅な減少は困難であるため、温室効果ガス排出係数（二酸化炭素排出係数）の低い電気事業者を選択することや市有施設等への太陽光発電システムを導入すること、再生可能エネルギー由来の電力を供給する電気料金メニューの活用することで総排出量の減少に努めます。

また、燃料使用量により排出された温室効果ガスの排出量に大きな増減は確認できていないため、今後は燃料を使用する機器ではなく電気を使用する機器への入れ替えや省エネルギー設備の導入することで排出量削減を検討する必要があります。

3-4 エネルギー起源の温室効果ガス排出量

計画期間中のエネルギー起源の温室効果ガスの排出量の推移は、次のとおりです。令和6（2024）年の温室効果ガス排出量は13,911t-CO₂であり、平成25（2013）年度の18,162t-CO₂と比較すると23.4%減少しました。

新型コロナウイルスの感染拡大で市の事務事業が縮小することに伴い、温室効果ガス排出量も削減されましたが、感染症が収束するに向け事務事業が再開することに伴い、温室効果ガス排出量も段階的に増加となりました。令和6（2024）年度は前年度比で5.9%の削減をすることができました。

エネルギー種ごとの温室効果ガス排出量をみると、令和6（2024）年度では、電気が最も大きく10,304t-CO₂、次いで灯油、都市ガス、液化石油ガス、揮発油、軽油、A重油がそれぞれ1,947t-CO₂、713t-CO₂、444t-CO₂、240t-CO₂、188t-CO₂、75t-CO₂となっています。

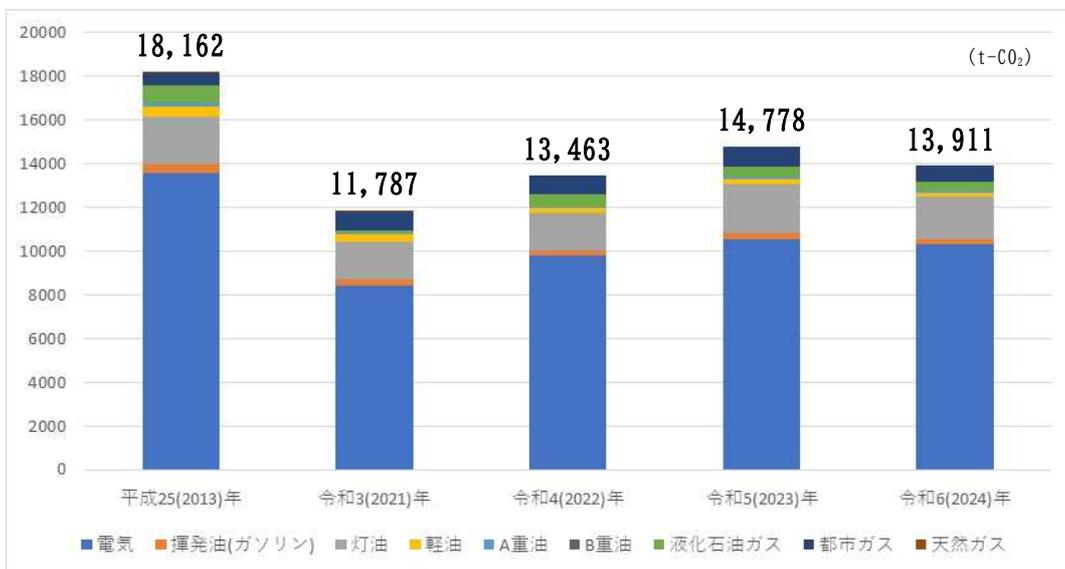


図 3-1 エネルギー起源 CO₂ の推移

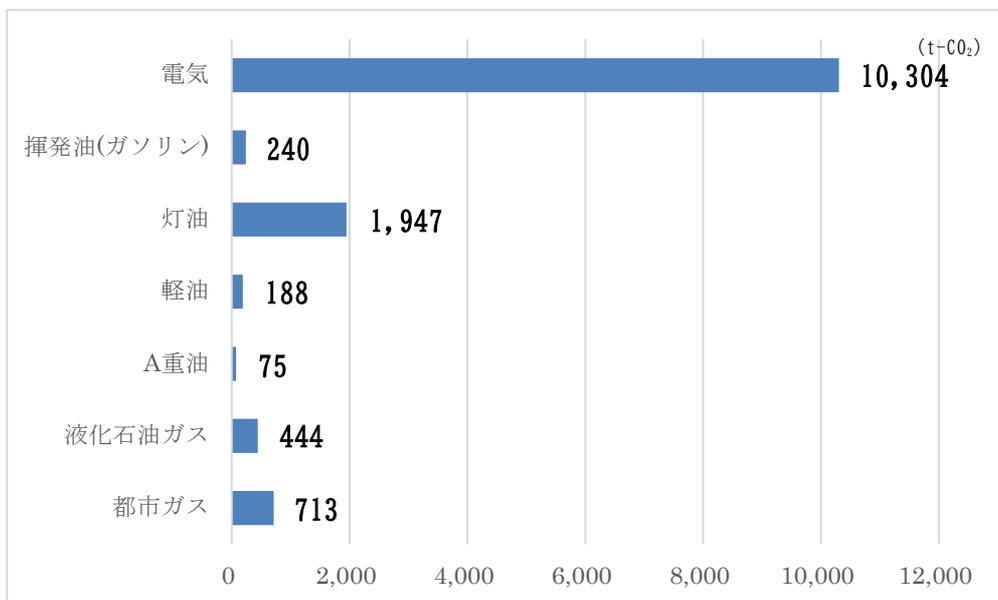


図 3-2 エネルギー種ごとの排出量（2024年度時）

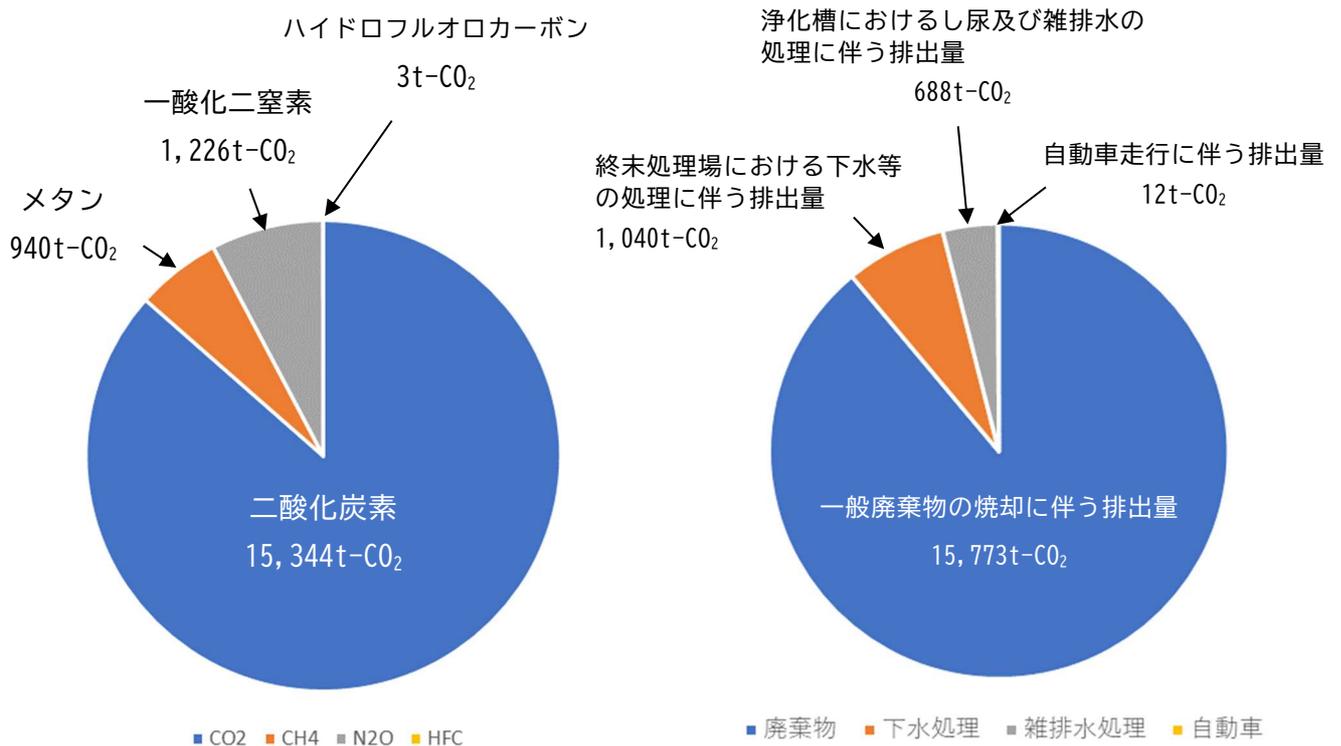
※各項目の排出量は、小数点第一位を四捨五入しているため、必ずしも合計値と一致するものではありません。

3-5 非エネルギー起源の温室効果ガス排出量

令和 6（2024）年度における非エネルギー起源の温室効果ガス排出量は、次のとおりです。

令和 6（2024）年度の温室効果ガス排出量が 17,513 t-CO₂ であり、温室効果ガスの種類別の内訳は、二酸化炭素が 15,344t-CO₂、一酸化二窒素が 1,226t-CO₂、メタンが 940t-CO₂、ハイドロフルオロカーボンが 3t-CO₂ となっています。

発生源別にみると、一般廃棄物の焼却に伴う排出量が 15,773t-CO₂、終末処理場における下水等の処理に伴う排出量が 1,040t-CO₂、浄化槽におけるし尿及び雑排水の処理に伴う排出量が 688t-CO₂、自動車走行に伴う排出量が 12t-CO₂ となっています。



3-6 部局別の温室効果ガス排出量

エネルギー起源の温室効果ガス排出量について、「市長部局」と「教育委員会」の2つの区分ごとに示します。

1) 市長部局のエネルギー起源温室効果ガス排出量

市長部局では、令和6(2024)年度のエネルギー起源温室効果ガス排出量は11,409t-CO₂であり、2013年度の14,253t-CO₂と比べ20.0%削減しました。経年変化をみると、緩やかに上昇しています。上昇した主な理由は、総排出量と同様に新型コロナウイルス感染症の収束に伴う活動量の増加が考えられますが、佐野斎場及び葛生火葬場といったエネルギーを多く使用する施設が市へ移管になったことも増加の原因の一つと考えられます。

令和6(2024)年度のエネルギー種ごとの温室効果ガス排出量をみると、電気が最も大きく8,321t-CO₂、次いで、灯油、液化石油ガス、都市ガス、揮発油、軽油、A重油がそれぞれ1,911t-CO₂、355t-CO₂、320t-CO₂、239t-CO₂、188t-CO₂、75t-CO₂となっています。

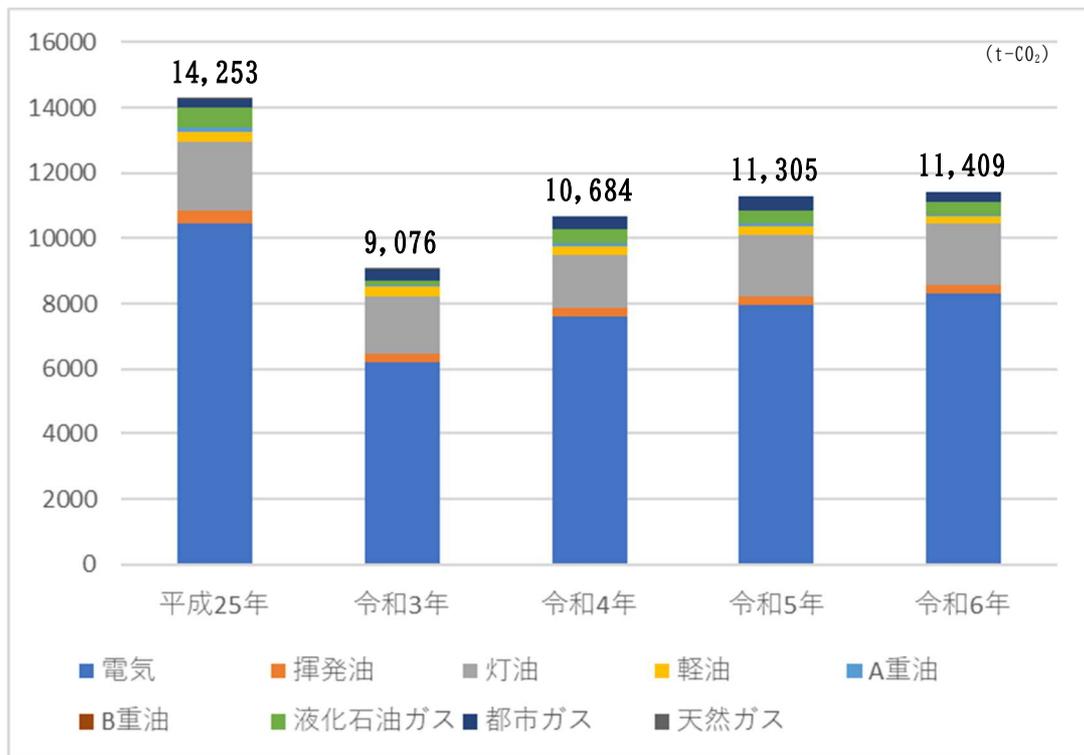


図 5-1 市長部局のエネルギー起源温室効果ガス排出量の推移

2) 教育部局のエネルギー起源温室効果ガス排出量

教育部局では、令和6（2024）年度のエネルギー起源温室効果ガス排出量は2,500t-CO₂であり、2013年度の3,908t-CO₂と比べ36.0%削減しました。経年変化をみると、令和5（2023）年度まで上昇傾向にありましたが、令和6（2024）年度に下降に転じています。下降に転じた要因としては、令和5（2023）年度と比較して電気と灯油の使用量が大幅に減少したことが考えられますが、小・中学校の統廃合により、葛生小学校及び葛生南小学校、氷室小学校が閉校となり、施設の所管が市長部局へ変更となったことも減少した原因の一つと考えられます。

令和6（2024）年度のエネルギー種ごとの温室効果ガス排出量をみると、電気が最も大きく1,982t-CO₂、次いで、都市ガス、液化石油ガス、灯油、揮発油がそれぞれ393t-CO₂、88t-CO₂、36t-CO₂、1t-CO₂となっています。

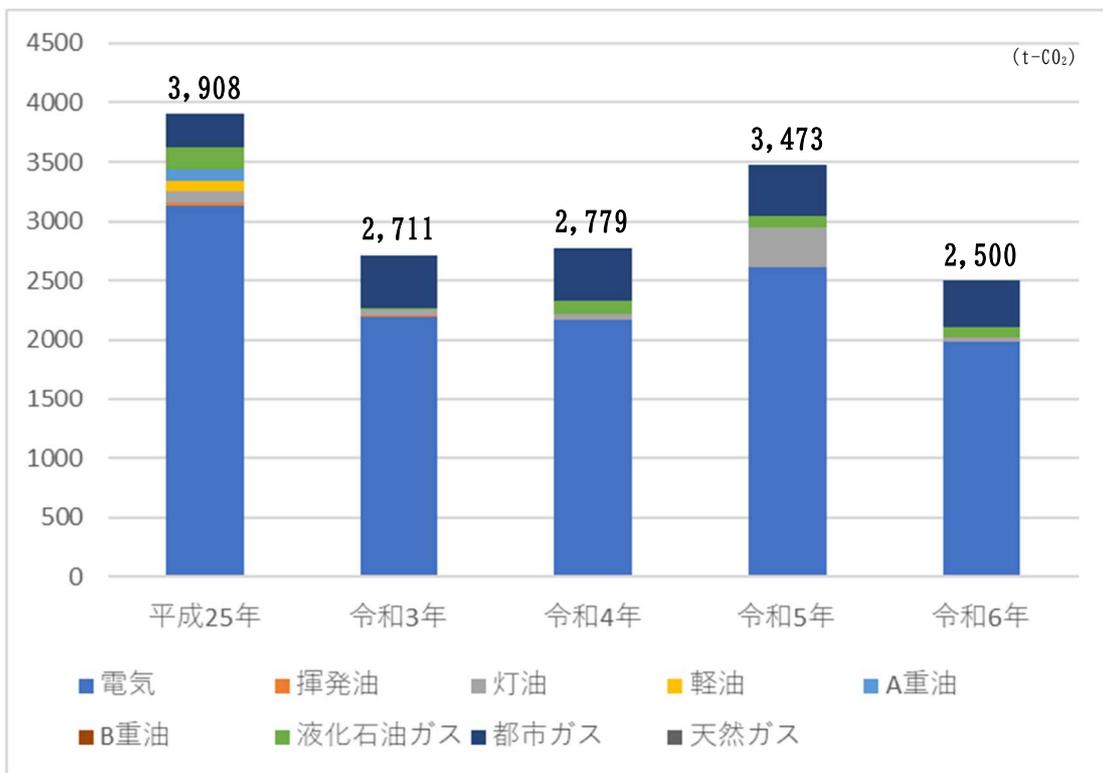


図 5-2 教育部局のエネルギー起源温室効果ガス排出量の推移

4 「温室効果ガス排出量」に関する数量的な目標

4-1 目標設定の考え方

本市では、令和4（2022）年10月に2050年までにカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティさの」を表明しました。カーボンニュートラルの実現に向けて策定された「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」では、中期目標を定めています。これに基づき、2030年度の温室効果ガス削減目標は、平成25（2013）年度比で50%削減を目指します。

4-2 基準年度及び目標年度

本計画では、基準年度及び目標年度を次のとおりとします。

基準年度：平成25（2013）年度 目標年度：令和12（2030）年度

4-3 本計画期間の数値的目標

前記の目標を達成するため、国の「地球温暖化対策計画」の温室効果ガス別の排出削減の目標を参考に、令和12（2030）年度までの具体的な削減目標を設定し、計画的な削減を図ります。

表4 本計画の数値的目標

単位：t-CO₂

削減対象項目		平成25年度 (2013) 実績	令和6年度 (2024) 実績	令和12年度 (2030) 目標	必要削減 割合
エネルギー起源					
業務	電気の使用	13,575	10,304	6,652	▲51% ※1
	燃料の使用	3,766	3,220	1,845	
交通	燃料の使用	821	387	534	▲35% ※2
非エネルギー起源 ※自動車走行、廃棄物処理、 下水・し尿処理		17,114	17,513	14,547	▲15% ※3

※1 国の「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源 CO₂ の業務その他部門における削減目標である51%削減（2013年度比）を参考にしました。

※2 国の「地球温暖化対策計画」のエネルギー起源 CO₂ の運輸部門における削減目標である35%削減（2013年度比）を参考にしました。

※3 国の「地球温暖化対策計画」の非エネルギー起源 CO₂ 排出量の削減目標である15%削減（2013年度比）を参考にしました。

5 温室効果ガスの排出量削減のための具体的な取組

5-1 本計画の基本的な考え方

令和 32 (2050) 年にカーボンニュートラルを目指す「ゼロカーボンシティさの実現に向けたロードマップ」の基本的な視点に基づき、本計画における目標を達成するため、次に示す具体的な取組を積極的に進めていきます。

職員は、これらの取組を積極的に行うものとし、また、指定管理制度などにより施設を管理・運営している場合は、その指定管理者等にも本計画に準じた取組の実施を要請するものとしします。

5-2 取組体系

削減対象項目ごとの取組事項は、次のとおりです。

削減対象項目		取組事項
業務分野	電気の使用	①再生可能エネルギーの導入 ②電力需給の検討 ③省エネ・低炭素型製品の積極的な導入 ④冷暖房機器の適正な使用 ⑤エレベーターの適正な使用 ⑥事務機器の適正な使用 ⑦照明の適正な使用
	燃料の使用 ※灯油、軽油、都市ガス等	①省エネ・低炭素型製品の積極的な導入 ②暖房機器の適正な使用
交通分野	燃料の使用 ※ガソリン、軽油等	①電動車の積極的な導入 ②エコドライブの徹底 ③公共交通機関等の積極的な利用
	自動車の走行	①エコドライブの徹底 ②公共交通機関等の利用

別途、市として取り組む地球温暖化対策の取組事項は、次のとおりです。

	取組事項
市として取り組む 地球温暖化対策	①ZEB化の推進 ②デコ活の推進 ③グリーン調達 ④ごみの減量とリサイクルの推進 ⑤物品の節約と長期的な利用 ⑥節水と水の有効利用 ⑦再生紙の購入・使用拡大 ⑧ペーパーレスの推進 ⑨森林整備・植栽維持 ⑩J-クレジット制度の活用 ⑪ゼロカーボンウィークの推進

5-3 具体的取組

取組事項ごとの具体的な取組は、次のとおりです。

【業務分野】

電気の使用

①再生可能エネルギーの導入

- ・政府実行計画において、2030年度までに設置可能な建築物（敷地含む）の約50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指すとしていることから、本市においても保有する市有施設への太陽光発電設備の導入を促進し、市有施設の脱炭素化を図ります。

②電力需給の検討

- ・二酸化炭素排出係数の小さい電気事業者からの電力需給を検討します。
- ・再生可能エネルギー由来の電力を供給する電気料金メニューの活用を検討します。

③省エネ・低炭素型製品の積極的な導入

- ・政府実行計画において、今後予定する新築事業については原則ZEB Oriented相当以上とし、2030年度までに新築建築物の平均でZEB Ready相当となることを目指すとしていることから、本市においても施設の新設や改修の際は、ネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）の導入を検討します。
- ・2030年度までに既存設備を含めて100%LED照明導入を目指します。
- ・設備等を更新する際は、省エネ・低炭素型の製品を積極的に導入します。

④冷暖房機器の適正な使用

- ・冷房・暖房使用時の室温は、適切な温度設定となるようにします。
- ・空調機の運転個所、運転時間を減らすようにします。
- ・クールビズ・ウォームビズに取り組み、空調機に過度に頼らないようにします。
- ・エアコン、ガス暖房機のフィルターの掃除をこまめに行います。
- ・植物によるグリーンカーテンを活用し、直射日光による室温の上昇を防止します。
- ・カーテンやブラインド、断熱フィルムを有効に使い、冷暖房効率を高めます。
- ・利用状況に応じて、空調エリアの見直しを行います。

⑤エレベーターの適正な使用

- ・荷物が無い場合は、エレベーターを使用せず、階段を使用するよう努めます。

⑥事務機器の適正な使用

- ・パソコンは、昼休みや会議等で離席する時は、シャットダウンまたはスリープモードにします。
- ・使用していないOA機器は、省エネモードにし、退庁時に電源を切ります。
- ・長期間使用しない電気機器については、プラグをコンセントから抜いておきます。

⑦照明の適正な使用

- ・ 昼休みや残業時は、不必要な照明は消し、必要な範囲内のみ点灯します。
- ・ 会議室、倉庫、給湯室など断続的に使用する箇所の照明は、その場所を使用する間だけ点灯します。
- ・ 業務に支障のない範囲で照明を間引きます。
- ・ 日中の廊下や階段の照明は、間引いて点灯し、通行に支障がなければ消灯します。
- ・ 照明器具の清掃を定期的に行います。

燃料の使用

①省エネ・低炭素型製品の積極的な導入

- ・ 設備等の更新の際は、燃料使用機器を電化製品と入れ替えることを検討し、導入します。
- ・ 施設の新設、改修の際は、雨水や地中熱の活用、暖房効率の良い構造とするなど施設の省エネ化を図ります。
- ・ 設備等を更新する際は、省エネ・低炭素型の製品を積極的に導入します。【再掲】

②暖房機器の適正な使用

- ・ 石油ストーブ等は、燃焼部分や反射板等の清掃を行い、置き場所も工夫します。
- ・ 暖房時の室温は、適切な温度設定となるようにします。
- ・ ウォームビズに取り組み、石油ストーブ等に過度に頼らないようにします。
- ・ カーテンやブラインド、断熱フィルムを有効に使い、暖房効率を高めます。【再掲】

【交通分野】

燃料の使用

①電動車の積極的な導入

- ・ 政府実行計画において、公用車については代替可能な電動車がない場合を除き、新規導入・更新については、2022年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも2030年度までに全て電動車とすることとしていることから、代替不可能なものを除き、100%電動車導入を目指します。
- ・ 公用車の新規導入・更新の際は、使用実態を踏まえ、必要最小限度の大きさの車両を選択します。

②エコドライブの徹底

- ・ 空ぶかしを控え、また、急発進、急加速を慎むなど、エコドライブを心掛けます。
- ・ 加速、減速の少ない定速走行や早めのアクセルオフを心掛けます。
- ・ 駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ・ タイヤの空気圧の調整やオイルの点検などの車両整備を励行し、車両を適正に維持管理します。
- ・ 公用車は、集中管理によるカーシェアリングを基本とし、会議や研修等には、できるだけ乗合で利用します。
- ・ 車両には、安全上または業務上必要のない物品を積んだままにしないよう心掛けます。

③公共交通機関等の積極的な利用

- ・出張の際には、できるだけ公共交通機関を利用します。
- ・近距離の移動は、可能な限り徒歩または自転車を利用します。

自動車の走行

①エコドライブの徹底【再掲】

- ・空ぶかしを控え、また、急発進、急加速を慎むなど、エコドライブを心掛けます。
- ・加速、減速の少ない定速走行や早めのアクセルオフを心掛けます。
- ・駐停車時は、アイドリングストップを励行します。
- ・タイヤの空気圧の調整やオイルの点検などの車両整備を励行し、車両を適正に維持管理します。
- ・公用車は、集中管理によるカーシェアリングを基本とし、会議や研修等には、できるだけ乗合で利用します。
- ・車両には、安全上又は業務上必要のない物品を積んだままにしないよう心掛けます。

②公共交通機関等の積極的な利用【再掲】

- ・出張の際には、できるだけ公共交通機関を利用します。
- ・近距離の移動は、可能な限り徒歩又は自転車の利用とします。

【市として取り組む地球温暖化対策】

①ZEB化の推進

- ・今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指します。

②デコ活の推進

- ・職員一人ひとりが 2050 年カーボンニュートラルの実現及び 2030 年度削減目標の達成に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を後押しする国民運動「デコ活」に積極的に取り組むとともに、市民・事業者等への普及啓発を図ります。

③グリーン調達

- ・「佐野市グリーン調達推進方針」に基づき、環境に配慮した製品・物品の調達(購入)、使用を推進します。

④ごみの減量とリサイクルの推進

- ・使用済み封筒、ファイリングフォルダーの再利用を行います。
- ・裏面に印刷のないミスコピー用紙は、試し刷りやメモ用紙などに使います。
- ・不要になった消耗品や備品は、ほかの部署での有効利用を図ります。
- ・マイバッグ、マイ箸、マイボトルを利用します。
- ・まだ食べられるのに廃棄される「食品ロス」の削減に努めます。
- ・分別回収ボックス等を活用し、きちんと分別します。
- ・メモ書きなどの小さいものを含め、紙類の分別を徹底します。特に、個人情報印刷した用紙は、不要になり次第シュレッダーで細かく裁断し、適切に分別します。
- ・物品の購入の際は、リサイクルしやすい物を選択します。

⑤物品の節約と長期的な利用

- ・一層の節約と徹底した物品の在庫管理を実施し、物品購入を計画的に行います。
- ・長期的に使用可能な物品は、消耗品の交換や修理により長期的に使用します。
- ・使用済み封筒、ファイリングフォルダーの再利用を行います。【再掲】

⑥節水と水の有効利用

- ・常に節水を心掛け、蛇口をこまめに開閉します。
- ・洗剤を適量で使用し、すすぎでの水の使用量を減らします。
- ・水道の水圧を低めにすることや、節水コマ等の節水用具を取り付けます。
- ・水道設備の点検を行い、漏水の早期発見に努めます。
- ・施設の新設、改修の際は、水洗トイレ等の設備は節水型のものを導入し、また、雨水貯留タンクや雨水利用設備の設置を検討します。

⑦再生紙の購入・使用拡大

- ・「佐野市グリーン調達推進方針」に基づく調達に努め、エコマーク、グリーンマーク等のある再生紙を使用した製品を選択します。

エコマーク	グリーンマーク
 <p>環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められる商品に付けられます。</p>	 <p>古紙を原則 40%以上原料に利用した製品に付けられます。</p>

- ・文書やパンフレット等の印刷物は、要点を押さえて簡素化し、必要最小限のページ数、部数とし、可能な限り両面印刷や縮小化を行います。
- ・文字の大きさや行数、余白の取り方などを工夫し、文書のワンペーパー化(文書を A4 用紙 1 枚で作成すること。)を図り、印刷枚数を削減します。
- ・議会の答弁書など縮小可能な文書は、複数ページ分を 1 枚に印刷します。

⑧ペーパーレスの推進

- ・タブレット等を活用したペーパーレス会議を積極的に導入します。
- ・電子データは、極力印刷しないようにします。
- ・文書の課内配布は、できる限り電子データまたは回覧とします。

⑨森林整備・植栽維持

- ・市有林の適切な管理と公園や各施設の敷地における植栽の適正な維持を行い、二酸化炭素の吸収活動の維持・向上を図ります。

⑩J-クレジット制度の活用

- ・省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量をクレジットとして国が認証する「J-クレジット制度」の活用を図り、省エネルギーの取組を具体的な数値として“見える化”し、省エネルギーへの取組意欲の向上や意識改革につなげます。

⑪ゼロカーボンウィークの推進

- ・自家用乗用車から排出される温室効果ガスの削減のため、テレワーク（在宅勤務）及びエコ通勤に取り組みます。この取組を促進するため、毎月第2日曜日から土曜日までをゼロカーボンウィークと定め、職員の積極的な実施を促します。

6 計画の進捗管理の仕組み

6-1 推進方法

本計画は、環境マネジメントシステムの考え方に基づくPDCA（Plan=計画、Do=推進、Check=点検、Action=見直し）により、継続的に改善を行いながら推進していきます。

環境マネジメントシステム

組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための工場や事業所内の体制・手続等の仕組みを「環境マネジメントシステム」といいます。

6-2 推進体制

本計画は、職員一人一人が自主的かつ積極的に取り組んでいくことにより推進され、達成しますが、その実効性を高め、本計画の確実な推進を図るため、次の推進体制を整備します。

1) 佐野市気候変動対策推進本部

気候変動緩和及び気候変動適応の取組の推進を図る同本部において、本計画の推進状況の評価等を行います。

2) 気候変動対策責任者

本計画の推進を図るため、各課等に気候変動対策責任者を置きます。気候変動対策責任者には、各課長（課長相当職を含む。）を充てます。

3) カーボンニュートラル推進リーダー

気候変動対策責任者を補佐し、本計画での具体的な取組を推進するため、各課等及び各施設にカーボンニュートラル推進リーダーを置きます。カーボンニュートラル推進リーダーは、各課等又は各施設において1名を選任します。

6-3 職員の環境保全意識の向上等

1) 気候変動対策責任者及びカーボンニュートラル推進リーダー

本計画の趣旨、内容、実施状況について所属部署内の職員に周知を行い、気候変動対策意識の向上と佐野市気候変動対策推進本部において重点事項とされた取組を含め本計画での具体的な取組の推進を促します。

2) 市民生活部長

本計画の着実な推進を図るため、地球温暖化防止に関する情報、本計画での具体的な取組に資する情報等の提供を行います。

また、必要に応じ、地球温暖化防止に有効な取組の実施について提案を行うものとします。

3) 全職員

本計画の目標を達成するため、本計画での具体的な取組を積極的に実施するとともに、問題点や更なる推進方策等の意見を気候変動対策責任者等に報告します。

6-4 推進状況の点検等

1) 各課等における推進状況の点検と報告

気候変動対策責任者は、毎年度当初に、前年度の各課等における電気使用量、燃料使用量等温室効果ガスの排出量を算定するのに必要な情報、重点事項への取組状況その他市民生活部長が指定する事項についてとりまとめ、市民生活部長に報告します。

2) 全庁の推進状況の点検と報告

市民生活部長は、前記(1)による各課等からの報告を取りまとめ、前年度の本計画の推進状況等を確認し、その結果を佐野市気候変動対策推進本部に報告します。

3) 佐野市気候変動対策推進本部における審議等

本計画の取組状況についての評価その他必要な事項についての審議を行います。

また、必要に応じ、本計画期間内に重点的に取り組むべき事項を定め、施策・事業の見直しを行い、必要に応じて計画を見直します。

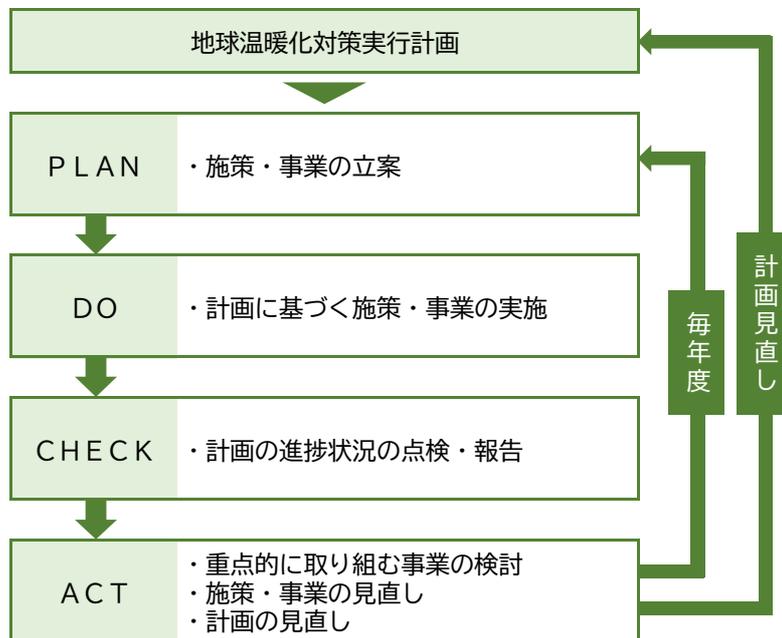


図6 PDCAサイクルによる進行管理

6-5 推進状況の評価方法

本計画の推進状況の評価は、年度ごとに本市の温室効果ガスの排出状況を的確に把握し、また、本計画の目標の達成に向けた推進状況を確認するため、次の通り行います。

○対象範囲

評価対象年度中に実施していた全ての事務・事業及び評価対象年度中に存在していた組織・施設を対象として算定します。

○排出係数・地球温暖化係数

評価対象年度に用いるべき各係数により算定します。

6-6 推進状況の公表

本計画の推進状況は、毎年度、ホームページに掲載するなどにより市民に公表します。

7 参考資料

※関係法令の条文の抜粋

地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年10月9日号外法律第117号）

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「地域脱炭素化促進事業」とは、太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、地域の自然的社会的条件に適したものの利用による地域の脱炭素化（次条に規定する脱炭素社会の実現に寄与することを旨として、地域の自然的社会的条件に応じて当該地域における社会経済活動その他の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出の量の削減等を行うことをいう。以下同じ。）のための施設として環境省令・農林水産省令・経済産業省令・国土交通省令で定めるもの（以下「地域脱炭素化促進施設」という。）の整備及びその他の地域の脱炭素化のための取組を一体的に行う事業であって、地域の環境の保全のための取組並びに地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組を併せて行うものをいう。

7 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量

(地方公共団体実行計画等)

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画(以下「地方公共団体実行計画」という。)を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 地方公共団体実行計画の目標
- 三 実施しようとする措置の内容
- 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3 都道府県及び指定都市等(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市をいう。以下同じ。)は、地方公共団体実行計画において、前項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする。

- 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的社会的条件に適したものの利用の促進に関する事項
- 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
- 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
- 四 その区域内における廃棄物等(循環型社会形成推進基本法(平成十二年法律第十号)第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。)の発生の抑制の促進その他の循環型社会(同条第一項に規定する循環型社会をいう。)の形成に関する事項
- 五 前各号に規定する施策の実施に関する目標

4 市町村(指定都市等を除く。)は、地方公共団体実行計画において、第二項各号に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出の量の削減等を行うための施策に関する事項として前項各号に掲げるものを定めるよう努めるものとする。

5 市町村は、地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項を定める場合においては、地域脱炭素化促進事業の促進に関する次に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。

- 一 地域脱炭素化促進事業の目標
- 二 地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(以下「促進区域」という。)
- 三 促進区域において整備する地域脱炭素化促進施設の種類及び規模
- 四 地域脱炭素化促進施設の整備と一体的に行う地域の脱炭素化のための取組に関する事項
- 五 地域脱炭素化促進施設の整備と併せて実施すべき次に掲げる取組に関する事項
 - イ 地域の環境の保全のための取組
 - ロ 地域の経済及び社会の持続的発展に資する取組

6 共同して地方公共団体実行計画を策定する都道府県及びその区域内の市町村は、当該地方公共団体実行計画において前項各号に掲げる事項を定めることができる。

7 促進区域は、環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものとして環境省令で定める基準に従い、かつ、都道府県が第三項第一号に掲げる事項として促進区域の設定に関する基準を定めた場合において

は、当該基準に基づき、定めるものとする。

- 8 前項に規定する都道府県の基準は、環境省令で定めるところにより、同項の環境省令で定める基準に即して、地域の自然的社会的条件に応じた環境の保全に配慮して定めるものとする。
- 9 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
- 10 市町村は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の市町村の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
- 11 都道府県及び市町村（地方公共団体実行計画において、第三項各号又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする市町村に限る。次項において同じ。）は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 12 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
- 13 都道府県又は市町村が地方公共団体実行計画において第三項各号に掲げる事項（都道府県にあっては、第七項に規定する都道府県の基準を含む。）又は第五項各号に掲げる事項を定めようとする場合において、第二十二條第一項に規定する地方公共団体実行計画協議会が組織されているときは、当該都道府県又は市町村は、これらの事項について当該地方公共団体実行計画協議会における協議をしなければならない。
- 14 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
- 15 第十項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
- 16 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
- 17 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
- 18 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年4月7日号外政令第143号）

（温室効果ガス総排出量に係る温室効果ガスの排出量の算定方法）

第三条 法第二条第五項の政令で定める方法は、次の各号に掲げる温室効果ガスである物質の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

一 二酸化炭素 次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間（温室効果ガス総排出量の算定に係る期間をいう。以下同じ。）において燃料として使用された都市ガスの量（立方メートルで表した量をいう。）に、ガス事業者（ガス事業法（昭和二十九年法律第五十一号）第二条第三項に規定するガス小売事業者及び同条第六項に規定する一般ガス導管事業者をいう。以下イにおいて同じ。）及びガス事業者以外の者の別に応じ、当該都市ガスの一立方メートル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ロ 別表第一の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのメガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一メガジュール当たりの発熱に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された電気の量（キロワット時で表した量をいう。）に、電気事業者（電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者及び同項第九号に規定する一般送配電事業者をいう。以下ハにおいて同じ。）及び電気事業者以外の者の別に応じ、当該電気の一キロワット時当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ニ 総排出量算定期間において使用された他人から供給された熱の量（メガジュールで表した量をいう。）に、熱供給事業者（熱供給事業法（昭和四十七年法律第八十八号）第二条第三項に規定する熱供給事業者をいう。以下ニにおいて同じ。）及び熱供給事業者以外の者の別に応じ、当該熱の一メガジュール当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した二酸化炭素の量として環境大臣及び経済産業大臣が告示する係数を乗じて得られる量

ホ 次に掲げる一般廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第二条第二項に規定する一般廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該一般廃棄物の区分に応じ当該一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該一般廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物に限る。） 六百二十四
- (2) 廃プラスチック類（合成繊維の廃棄物を除く。） 七百五十四
- (3) 廃棄物を原材料とする固形燃料（古紙又は廃プラスチック類を主たる原材料とするもの及び動物性の廃棄物又は植物性の廃棄物のみを原材料とするものを除く。） 二百十一

ヘ 次に掲げる産業廃棄物（廃棄物処理法第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。以下同じ。）ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した炭素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量に、十二分の四十四を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 廃油（植物性のもの及び動物性のものを除く。） 七百九十六
- (2) 廃プラスチック類 六百九十七

ト イからへまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する二酸化炭素（動植物に由来するものを除く。）であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

二 メタン 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第二の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってボーイ

ラーにおいて使用された当該燃料の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キログラム当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第三欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。次号ハにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器（こんろ、湯沸器、ストーブその他の一般消費者が通常生活の用に供する機械器具をいう。次号ニにおいて同じ。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 次に掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) ガソリン又は液化石油ガスを燃料とする普通自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第三条に規定する普通自動車をいう。以下同じ。）又は小型自動車（同条に規定する小型自動車（二輪の小型自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・〇〇〇〇一〇

(2) ガソリンを燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの ○・〇〇〇〇三五

(3) ガソリンを燃料とする軽自動車（道路運送車両法第三条に規定する軽自動車（二輪の軽自動車を除く。）をいう。以下同じ。）のうち、人の運送の用に供するもの ○・〇〇〇〇一〇

(4) ガソリンを燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・〇〇〇〇三五

(5) ガソリンを燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・〇〇〇〇一五

(6) ガソリンを燃料とする軽自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの ○・〇〇〇〇一一

(7) ガソリンを燃料とする普通自動車、小型自動車又は軽自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの ○・〇〇〇〇三五

(8) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十人以下のもの ○・〇〇〇〇〇二〇

(9) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、人の運送の用に供するもので乗車定員十一人以上のもの ○・〇〇〇〇一七

- (10) 軽油を燃料とする普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの 〇・〇〇〇〇一五
- (11) 軽油を燃料とする小型自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの 〇・〇〇〇〇〇七六
- (12) 軽油を燃料とする普通自動車又は小型自動車のうち、散水自動車、広告宣伝用自動車、霊きゅう自動車その他特種の用途に供するもの 〇・〇〇〇〇一三

ホ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 〇・二五
- (2) A重油 〇・二六
- (3) B重油又はC重油 〇・二八

ヘ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭当たりの、一年間においてその体内から排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 八十二
- (2) 馬 十八
- (3) めん羊 四・一
- (4) 山羊 四・一
- (5) 豚 一・一

ト 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 二十四
- (2) 馬 二・一
- (3) めん羊 〇・二八
- (4) 山羊 〇・一八
- (5) 豚 一・五
- (6) 鶏 〇・〇一一

チ 総排出量算定期間において稲を栽培するために耕作された水田の面積（平方メートルで表した面積をいう。）に、当該水田の一平方メートル当たりの耕作に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・〇一六を乗じて得られる量

リ 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表したメタンの量として一・三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヌ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当た

りの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 穀 〇・〇〇二一

(2) わら 〇・〇〇二一

ル 次に掲げる廃棄物ごとに、総排出量算定期間において埋立処分が行われた当該廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該廃棄物の区分に応じ当該廃棄物の一トン当たりの、埋立処分後の分解に伴い排出されると見込まれるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 食物くず 百四十五

(2) 紙くず 百三十六

(3) 繊維くず 百五十

(4) 木くず 百五十一

ヲ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水又はし尿（以下「下水等」という。）の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 終末処理場（下水道法（昭和三十三年法律第七十九号）第二条第六号に規定する終末処理場をいう。以下同じ。） 〇・〇〇〇八八

(2) し尿処理施設（廃棄物処理法第八条第一項に規定するし尿処理施設をいう。以下同じ。） 〇・〇三八

ワ 総排出量算定期間における浄化槽（浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第二条第一号に規定する浄化槽をいう。次号カにおいて同じ。）の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として〇・五九に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

カ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇〇〇九五

(2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇七七

(3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七六

ヨ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表したメタンの量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

(1) 廃油 〇・〇〇〇五六

(2) 汚泥 〇・〇〇九七

タ イからヨまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生するメタンであって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

三 一酸化二窒素 次に掲げる量を合算する方法

イ 別表第五の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってボイラーにおいて使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ロ 別表第六の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。）において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第五欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ハ 別表第三の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従ってガス機関又はガソリン機関において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ニ 別表第四の第二欄に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って家庭用機器において使用された当該燃料の量（当該燃料の区分に応じ、同表の第三欄に掲げる単位で表した量をいう。）に、当該区分に応じ当該燃料の一当該単位当たりのギガジュールで表した発熱量として同表の第四欄に掲げる係数を乗じて得られる量に、当該区分に応じ当該燃料の一ギガジュール当たりの発熱量に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として同表の第六欄に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

ホ 前号ニ(1)から(12)までに掲げる自動車ごとに、総排出量算定期間における当該自動車の走行距離（キロメートルで表した走行距離をいう。）に、当該自動車の区分に応じ当該自動車の一キロメートル当たりの走行に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該自動車ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 前号ニ(1)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二九
- (2) 前号ニ(2)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇四一
- (3) 前号ニ(3)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二二
- (4) 前号ニ(4)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三九
- (5) 前号ニ(5)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二六
- (6) 前号ニ(6)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二二
- (7) 前号ニ(7)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇三五
- (8) 前号ニ(8)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇〇七
- (9) 前号ニ(9)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五

- (10) 前号ニ(10)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇一四
- (11) 前号ニ(11)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇〇九
- (12) 前号ニ(12)に掲げる自動車 〇・〇〇〇〇二五

へ 次に掲げる燃料ごとに、総排出量算定期間においてその本来の用途に従って本邦の各港間のみを航行する船舶において使用された当該燃料の量（キロリットルで表した量をいう。）に、当該燃料の区分に応じ当該燃料の一キロリットル当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該燃料ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 軽油 〇・〇七三
- (2) A重油 〇・〇七四
- (3) B重油又はC重油 〇・〇七九

ト 総排出量算定期間において麻醉剤として使用された一酸化二窒素の量（キログラムで表した量をいう。）

チ 次に掲げる家畜ごとに、総排出量算定期間において飼養された当該家畜の平均的な頭羽数に、当該家畜の区分に応じ当該家畜の一頭又は一羽当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量を算定し、当該家畜ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 牛 一・六一
- (2) 豚 〇・五六
- (3) 鶏 〇・〇二九三

リ 次に掲げる耕地ごとに、総排出量算定期間において当該耕地において使用された化学肥料に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該耕地の区分に応じ当該耕地における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該耕地ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 畑 九・七四
- (2) 水田 四・八七

ヌ 次に掲げる農作物ごとに、総排出量算定期間において当該農作物の栽培のために使用された肥料（化学肥料を除く。）に含まれる窒素の量（トンで表した量をいう。）に、当該農作物の区分に応じ当該農作物の栽培における窒素の一トン当たりの使用に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該農作物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 野菜 九・七四
- (2) 水稻 四・八七
- (3) 果樹 九・七四
- (4) 茶樹 四十五・六
- (5) ばれいしょ 九・七四
- (6) 飼料作物 九・七四

ル 総排出量算定期間において放牧された牛の平均的な頭数に、当該牛の一頭当たりの、一年間において排せつされるそのふん尿から発生するキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・一八に

当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヲ 次に掲げる植物性の物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該植物性の物の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該植物性の物の区分に応じ当該植物性の物の一キログラム当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該植物性の物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 穀 〇・〇〇〇〇五七
- (2) わら 〇・〇〇〇〇五七

ワ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において処理された下水等の量（立方メートルで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における下水等の一立方メートル当たりの処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 終末処理場 〇・〇〇〇一六
- (2) し尿処理施設 〇・〇〇〇九三

カ 総排出量算定期間における浄化槽の処理対象人員に、当該浄化槽における一年間において一人当たりのし尿及び雑排水の処理に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として〇・〇二三に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

ヨ 次に掲げる施設ごとに、総排出量算定期間において当該施設において焼却された一般廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該施設の区分に応じ当該施設における一般廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該施設ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 連続燃焼式焼却施設 〇・〇五六七
- (2) 准連続燃焼式焼却施設 〇・〇五三九
- (3) バッチ燃焼式焼却施設 〇・〇七二四

タ 次に掲げる産業廃棄物ごとに、総排出量算定期間において焼却された当該産業廃棄物の量（トンで表した量をいう。）に、当該産業廃棄物の区分に応じ当該産業廃棄物の一トン当たりの焼却に伴い排出されるキログラムで表した一酸化二窒素の量として次に掲げる係数を乗じて得られる量を算定し、当該産業廃棄物ごとに算定した量を合算して得られる量

- (1) 紙くず又は木くず 〇・〇一〇
- (2) 廃油 〇・〇〇九八
- (3) 廃プラスチック類 〇・一七
- (4) 下水汚泥 一・〇九
- (5) 汚泥（(4)に掲げるものを除く。） 〇・四五

レ イからタまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する一酸化二窒素であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの

四 第一条各号に掲げるハイドロフルオロカーボン それぞれの物質ごとに、次に掲げる量を合算する方法

イ 総排出量算定期間において使用に供されていた自動車用エアコンディショナー（当該物質が封入されたものに限る。）の台数に、当該自動車用エアコンディショナーの一台当たりに封入されている当該物質のうち一年間に排出されるキログラムで表した当該物質の量として〇・〇一〇に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量

- ロ 総排出量算定期間において廃棄された自動車用エアコンディショナーに封入されていた当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた物質のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量
- ハ 次に掲げる製品ごとに、総排出量算定期間において当該製品の使用又は廃棄に伴い排出された当該物質の量（キログラムで表した量をいう。）を算定し、当該製品ごとに算定した量を合算して得られる量
- (1) 噴霧器
- (2) 消火剤
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する当該物質であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 五 前条各号に掲げるパーフルオロカーボン 総排出量算定期間において排出されたそれぞれの物質の量のうち、実測その他適切な方法により得られるものを合算する方法
- 六 六ふっ化硫黄 次に掲げる量を合算する方法
- イ 総排出量算定期間において使用に供されていた変圧器、開閉器、遮断器その他の電気機械器具（以下「電気機械器具」という。）に封入されていた六ふっ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）に、当該電気機械器具に封入されている一キログラム当たりの六ふっ化硫黄のうち一年間に排出されるキログラムで表した六ふっ化硫黄の量として〇・〇〇一に当該総排出量算定期間の一年間に対する比率を乗じて得た数を乗じて得られる量
- ロ 総排出量算定期間において電気機械器具の点検に伴い排出された六ふっ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）
- ハ 総排出量算定期間において廃棄された電気機械器具に封入されていた六ふっ化硫黄の量（キログラムで表した量をいう。）から、当該封入されていた六ふっ化硫黄のうち回収され、及び適正に処理されたものの量（キログラムで表した量をいう。）を控除して得られる量
- ニ イからハまでに掲げるもののほか、人の活動に伴って発生する六ふっ化硫黄であって、総排出量算定期間において排出されたものの量のうち、実測その他適切な方法により得られるもの
- 2 政府並びに都道府県及び市町村は、その事務及び事業に係る温室効果ガスの排出量の実測等に基づき、前項各号の係数に相当する係数で当該温室効果ガスの排出の程度又は燃料の発熱の程度を示すものとして適切と認められるものを求めることができるときは、同項の規定にかかわらず、同項各号（第一号イ、ハ及びニを除く。）の係数に代えて、当該実測等に基づく係数を用いて、法第二十条第一項の政府実行計画又は法第二十一条第一項の地方公共団体実行計画に係る温室効果ガス総排出量を算定することができる。

別表第一（第三条関係）

一	一般炭	キログラム	二十五・七	〇・〇二四七
二	ガソリン	リットル	三十四・六	〇・〇一八三
三	ジェット燃料油	リットル	三十六・七	〇・〇一八三
四	灯油	リットル	三十六・七	〇・〇一八五
五	軽油	リットル	三十七・七	〇・〇一八七
六	A重油	リットル	三十九・一	〇・〇一八九
七	B重油又はC重油	リットル	四十一・九	〇・〇一九五
八	液化石油ガス（LPG）	キログラム	五十・八	〇・〇一六一

九	液化天然ガス（LNG）	キログラム	五十四・六	〇・〇一三五
---	-------------	-------	-------	--------

別表第二（第三条関係）

一	木材	〇・〇一四四	〇・〇七四
二	木炭	〇・〇三〇五	〇・〇七四

別表第三（第三条関係）

一	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇五四	〇・〇〇〇六二
二	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇五四	〇・〇〇〇六二

別表第四（第三条関係）

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇九五	〇・〇〇〇五七
二	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇〇九〇
三	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇〇四五	〇・〇〇〇〇九〇

別表第五（第三条関係）

一	一般炭	キログラム	〇・〇二五七	〇・〇〇〇五八
二	木材	キログラム	〇・〇一四四	〇・〇〇〇五八
三	木炭	キログラム	〇・〇三〇五	〇・〇〇〇五八
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一九	〇・〇〇〇〇一七

別表第六（第三条関係）

一	灯油	リットル	〇・〇三六七	〇・〇〇一七
二	軽油	リットル	〇・〇三七七	〇・〇〇一七
三	A重油	リットル	〇・〇三九一	〇・〇〇一七
四	B重油又はC重油	リットル	〇・〇四一九	〇・〇〇一七
五	液化石油ガス（LPG）	キログラム	〇・〇五〇八	〇・〇〇一七
六	都市ガス	立方メートル	〇・〇四四八	〇・〇〇一七

第 6 次
佐野市役所地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和 8 (2026) 年 3 月

発行 佐野市 市民生活部 気候変動対策課
〒327-8501
栃木県佐野市高砂町 1 番地
電話 0283-85-7302
FAX 0283-20-3046
E-mail kikouhendou@city.sano.lg.jp